

令和3年第3回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順 序	区 分	氏 名	
1	個人	田 崎 あ き ひ さ 議 員	9月15日(水) 6 人
2	個人	山 田 け ん た ろ う 議 員	
3	個人	さ さ せ 順 子 議 員	
4	個人	木 村 さ ゆ り 議 員	
5	個人	野 村 ひ ろ し 議 員	
6	個人	青 山 直 道 議 員	
7	個人	岡 崎 つ よ し 議 員	9月16日(木) 6 人
8	個人	山 田 か ず ひ こ 議 員	
9	個人	大 島 令 子 議 員	
10	個人	な か じ ま 和 代 議 員	
11	個人	加 藤 和 男 議 員	
12	個人	石 じ ま き よ し 議 員	
13	個人	伊 藤 真 規 子 議 員	9月17日(金) 5 人
14	個人	富 田 え い じ 議 員	
15	個人	さ と う ゆ み 議 員	
16	個人	わ た な べ さ つ 子 議 員	
17	個人	川 合 保 生 議 員	

令和3年第3回長久手市議会定例会
請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第1号 8月2日		件 名 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願 要 旨 定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について意見書を提出すること。 1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。	請願者 長久手市 [REDACTED] [REDACTED] 愛知地区教職員組合 執行委員長 [REDACTED] 他237名 紹介議員 富田えいじ 加藤和男 大島令子 岡崎つよし ささせ順子 野村ひろし わたなべさつ子	



定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和3年8月2日

長久手市議会議長

伊藤 祐 司 殿

請願者 長久手市

愛知地区教職員組合

執行委員長

237 名の署名簿を添付



加藤 和男
大島 令子
岡崎 つよし
ささせ 順子
畠田 えいし
野村 ひろし
わたなべ まさ子

定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資 料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっています。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされました。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中でふれられるにとどまりました。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項について請願いたします。

請 願 事 項

- 一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中でふれられるにとどまった。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

長 久 手 市 議 会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 宛

参考資料

○ 市町村議会採択にむけての参考資料

資料 1. 文部科学省概算要求

資料 2. 文部科学省政府予算額

資料 3－1. 定数改善にかかわる経過について

資料 3－2. 定数改善の経緯について

資料 3－3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

資料 4. 2021 年度愛教組定数重点要求

資料 5. 財政制度等審議会資料

新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）

令和3年度要求・要望額 1兆5,208 億円 + 事項要求



（前年度予算額 1兆5,221億円、補正予算額 40億円） 文部科学省

～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

学校における働き方改革を引き続き進めるため教職員定数+2,397人を要求。

あわせて、令和のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境」における少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、予算編成過程で検討する（事項要求）。

・教職員定数の改善	+44億円（+2,000人）	・基礎定数化に伴う定数増	+9億円（+397人）	
・教職員定数の自然減	▲22億円（▲995人）	・教職員配置の見直し	▲44億円（▲2,000人）	計 対前年度▲13億円 + 事項要求
・教職員の若返り等による給与減	▲1億円	・教員給与の見直し	+1億円	

学校における働き方改革等

計 +2,397人

○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

（※）令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のチーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。

（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +90人

◆初任者研修体制の充実 +11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

事項要求

○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、子供たちの学びを保障するとともに、「GIGAスクール構想」のもと個別最適な学びを実現することができるよう、1人1台端末の下での効果的なICTの活用や身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。

そのため、学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、経済財政運営と改革の基本方針2020を踏まえ、予算編成過程において検討することとする。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2020（抄）（R2.7.17）

第3章「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化

— 「新たな日常」を支える生産性向上

（1）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

給与関係

管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【669人】を別途要求（15億円）【復興特別会計】

新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）

令和3年度予算額(案) 1兆5,164億円
(前年度予算額 1兆5,221億円)



～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善（振替2,000人を除く改善は+1,141人）。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

- ・教職員定数の改善 +68億円（+3,141人）
・人事院勧告による給与改定 ▲45億円

・教職員定数の合理化減等 ▲35億円（▲1,615人）
・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円

・教職員配置の見直し ▲43億円（▲2,000人）
対前年度▲58億円

学校における働き方改革等 計 +2,397人

○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

（※）令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 90人

◆初任者研修体制の充実 + 11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 +744人

○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

（内容）

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

（改善内容・改善数）

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

（年次計画）

	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

市町村議会採択にむけての参考資料

1. 定数改善にかかわる経過について

<2005年11月>

経済財政諮問会議は、「総人件費改革基本指針」において、特に人員の多い教職員については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る大幅な削減を打ち出した。

このことが影響し、次年度の第8次定数改善計画は実施しないことなどについて、文科大臣と財務大臣との間で合意がなされる。さらに、2006年度予算の編成等に関する建議においても、義務教育教職員の純減を行うべきであり、新たな定数改善計画は策定すべきでないとの方針が示された。

<2005年12月>

総人件費改革の実行計画等を含む「行政改革の重要方針」が閣議決定された。

<2006年 3月>

政府は、「行政改革の重要方針」で定める改革の着実な実施のため、総人件費改革基本指針を含む基本的な改革の方針や推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案」を閣議決定した。また、公務員の純減などについては、6月の「骨太方針2006」までに細部を決定するとした。

<2006年 5月>

5月26日、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」が成立した。同法では、「簡素で効率的な政府の実現」が喫緊の課題であることにかんがみ、「政策金融計画」「独立行政法人の見直し」「特別会計改革」「総人件費改革」「資産及び債務に関する改革」の5点を重点分野としたほか、関連諸制度の改革との連携として、「公務員制度改革」「規制改革」「競争の導入による公共サービスの改革」「公益法人改革」「政策評価の推進」について盛り込まれた。

<2006年12月>

第8次定数改善計画は06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されなかった。しかし、今日的な緊急性の高い教育課題に対して、教育課題対応緊急3か年対策（2007年度を初年度とし、3年間で1,510人の定数措置）が予算化された。（2007年度分として331人の定数措置がなされた後、2008年度にはこの3か年対策は消滅した。）

<2007年 8月>

文科省は、行政改革推進法が教職員の削減を定める中で、3年間で21,362人（504億円）、2008年度概算要求で7,121人（167億円）の計画を打ち出した。

<2007年10月>

財政制度等審議会（財務省の諮問機関）において、「公立小中学校の教職員の定数と給与の大幅増」を盛り込んだ文科省の概算要求に対して、「歳出増を招く」「なぜこのようなものが出てきたのか、あつけにとられている」「増員より働き方の効率化が先決」など批判的な意見が相次いだ。

<2007年12月>

2008年度教育予算について、文科省・財務省・総務省の3大臣による協議が行われ、給与費全体で5億円増や1,195人の定数改善など、教員賃金と定数措置について合意がなされた。

<2008年4月>

中央教育審議会は総会を開催し、教育振興基本計画に関する答申を決定した。答申は「財政的保証のない」「数値目標のない」ものとなった。財源保障の伴わない計画は、条件整備を伴わないままに現場に目標達成を求めることになってしまい、「金は出さないが、口は出す」との姿勢がより強まった。

<2008年7月>

教育振興基本計画が閣議決定されたが、「予算的に不可能である」「教職員の増加より、教育成果を上げることが先である」という財務省などの反対を受け、定数改善は見送られ、結果として策定された計画の内容はほとんどが現在行われている教育政策の延長に過ぎないものとなった。

<2009年8月>

文科省は次年度予算の概算要求を発表した。定数措置については、主幹教諭をはじめ、日本語教育適応学級担当教員などの配置拡大や特別支援教育の充実について、昨年度よりは増員という形で予算化された。しかし、依然として行革推進法の範囲内の定数増であり、本来、わたくしたちの求めるものとは程遠い内容であった。

<2009年12月>

2010年度の政府予算案では、概算要求から一部削減されたものの、理数教科の少人数指導や特別支援教育の充実などをはじめとした教職員の加配4,200人が盛り込まれ、教職員定数は7年ぶりに純増という結果となった。

<2010年1月>

鈴木文科副大臣が2011年度以降の学級編制及び教職員定数のあり方について本格的な検討を開始すると記者発表を行った。

<2010年8月>

文科省から「新・教職員定数改善計画（案）」が打ち出され、その後、計画の初年度分である小学校第1・2学年で35人学級を実現するため、8,300人の定数改善を盛り込んだ2011年度概算要求を発表した。しかし、政府は各省庁に前年比1割削減を求めるなど、非常に厳しい予算編成作業となり、財源の確保について不透明な状況となった。

<2010年10月>

パブリック・コメントの結果、「小学校第1・2学年における35人学級の実現」の必要性や効果について肯定的な意見が圧倒的多数であったにもかかわらず、政策コンテストの評価会議においては、実現の可能性が低い「C」判定となった。

<2010年12月>

政策コンテストの評価会議は、実現の可能性のある「B」判定という評価結果を決定した。

2011年度の政府予算案では、概算要求に盛り込まれていた「小学校第2学年の35人学級の実現」は見送られたものの、小学校第1学年35人学級実現のため、300人の純増を含む2,300人の定数改善が盛り込まれ、教職員定数は2年連続で純増という結果になった。

<2011年4月>

義務教育標準法改正案が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第1学年の35人学級が実現した。また、附則の中で小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編制標準については、順次改定する検討とされた。

<2011年9月>

文部科学省は、2012年度の概算要求において、小学校第2学年の35人学級を実現するための4,100人の定数増を含めた7,000人の定数改善を盛り込んだ2012年度概算要求を発表した。

<2011年12月>

2012年度政府予算案が閣議決定され、概算要求に盛り込まれていた「小学校第2学年の35人学級の実現」は、県独自で未実施の県に対して900人の加配措置で対応するにとどまり、国による法改正を伴う実施は見送られた。しかし、それ以外の定数についてはすべて措置され、結果として、3,800人の定数改善が盛り込まれた。

＜２０１２年９月＞

文科省は、３５人学級の推進などのため、５年間で２７，８００人の定数改善を行う新たな定数改善計画案を打ち出した。その初年度分として、５，５００人の定数改善を盛り込んだ２０１３年度概算要求を発表した。

＜２０１２年１２月＞

第４６回衆議院総選挙後の政権交代の後、文部科学省は９月の概算要求の内容に若干の修正を加え、５，２００人の定数改善が２０１３年度概算要求に盛り込まれた。

＜２０１３年１月＞

２０１３年度政府予算案が閣議決定され、いじめ問題への対応などのための加配８００人が盛り込まれた。しかし、３５人学級のさらなる推進のための教職員定数増は見送られることとなった。

＜２０１３年８月＞

文科省は、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備として、２０１４年度からの７年間で２４，０００人の定数改善を計画的に実現していくための工程を明示し、その初年度分として加配による３，８００人の定数改善を盛り込んだ２０１４年度概算要求を発表した。

＜２０１３年１２月＞

２０１４年度政府予算案が閣議決定された。財務省は「自然減以上に定数を減らすべきである」と主張し、文科省が概算要求に盛り込んだ３，８００人の定数改善は大幅に見直され、３０３人の加配にとどまった。また、３１３人の統合減もなされたことで、子どもの自然減以上に１０人削減されることとなった。

＜２０１４年８月＞

文部科学省は、１０年間で３１，８００人の定数改善をはかる「新たな教職員定数改善計画案」を打ち出し、概算要求にその初年度分として２，７６０人の定数改善を盛り込んだ。しかし、学級編制基準の引き下げなど少人数学級の推進についてはふれられていなかった。

＜２０１５年４月＞

２０１５年度政府予算が成立した。しかし、５００人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上に１００人の削減がなされた。

＜２０１５年８月＞

文部科学省は、９年間で２８，１００人の教職員定数改善の考え方を示し、概算要求にその初年度分として３，０４０人の定数改善を盛り込んだ。しかし、少人数学級の推進とともに、明確な教職員定数改善計画は示されていなかった。

＜２０１６年３月＞

２０１６年度政府予算が成立した。しかし、５２５人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上に３７５人の削減が盛り込まれた。

＜２０１７年３月＞

２０１７年度政府予算が成立した。しかし、基礎定数として４７３人、加配として３９５人の定数改善にとどまるとともに、教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上に３，２８２人削減されることとなった。

＜２０１８年３月＞

２０１８年度政府予算が成立した。教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減ではなかったものの、文科省が概算要求に盛り込んだ３，４１５人の定数改善は大幅に見直され、１，２１０人の加配にとどまった。

<2019年3月>

2019年度政府予算が成立した。教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減ではなかったものの、文科省が概算要求に盛り込んだ2,615人の定数改善は大幅に見直され、1,210人の加配にとどまった。

<2020年3月>

2020年度政府予算が成立した。教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減ではなかったものの、文科省が概算要求に盛り込んだ1,920人の定数改善は大幅に見直され、1,411人の加配にとどまった。

<2021年3月>

2021年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に事項要求として盛り込んだ少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、744人の定数措置がなされた。

<2021年4月>

義務標準法改正案が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第2学年の35人学級が実現した。また、中学校の35人学級については附帯決議の中でふれられるにとどまった。

【今後の取り組み】

義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編製の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなった。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で検討することが示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。2021年度の予算編成にむけた財政制度等審議会において、「教職員定数については、受益者である子どもの数に応じて減少していくのが自然であるにもかかわらず、自然減を増員で埋め合わせするという発想に基づき、毎年大幅な定員増が要求されている。その最も大きな理由の一つが少人数指導や少人数学級の推進である」としている。こうした財務省の考え方は、現場の実態や保護者・県民の思いを無視したものであり、断じて容認できるものではない。このような状況であることから、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施にむけ、国へ意見反映をしていくよう関係機関に働きかけることや、斎藤嘉隆参議院議員をはじめとした日政連議員と連携し、全国連帯のもと、国に求めていくことが大切である。

2. 定数改善の経緯について（国による法改善の主な内容）

第1次計画（1959～1963）

学級編制基準を50人とする。

改善増 34,000人

第2次計画（1964～1968）

学級編制基準を45人とする。

改善増 61,683人

第3次計画（1969～1973）

4個学年による複式学級解消。

改善増 28,532人

第4次計画（1974～1978）

3個学年による複式学級解消。教頭・学校栄養職員の定数化

改善増 24,378人

第5次計画（1980～1991）

学級編制基準を40人とする。

改善増 79,380人

第6次計画（1993～2000）

指導方法の改善のための定数措置

改善増 30,400人

第7次計画（2001～2005）

教科等に応じ、少人数指導を行うための定数措置

改善増 26,900人

第8次計画（2006～2010）

06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されず。
(2010)

少人数指導や特別支援教育の充実のための定数措置。7年ぶりの教職員定数純増。

改善増 4,200人

新・定数改善計画（案）（2011～）

11概算要求に盛り込まれたものの、実施されず。

(2011)

小学校第1学年の学級編制標準の引き下げによる定数措置

改善増 2,300人

(2012)

小学校第2学年の35人学級実現のための加配措置

学習支援が必要な児童生徒への支援の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 3,800人

新たな定数改善計画（案）（2013）

13概算要求に盛り込まれたものの、政権交代により、実施されず。

(2013)

いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 1,800人

(2014)

2014年度からの7年間で24,000人の定数改善の工程を明示し、14概算要求に単年度3,800人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 1,303人

新たな教職員定数改善計画（案）（２０１５）

２０１５年度からの１０年間で３１，８００人の定数改善を示し、１５概算要求に初年度２，７６０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

個別の教育課題への対応のための加配措置

学級規模適正化への支援のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，５００人

（２０１６）

２０１６年度からの９年間で２８，１００人の定数改善を示し、１６概算要求に初年度３，０４０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

学校現場が抱える課題への対応のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，５２５人

（２０１７）

２０１７年度からの１０年間で２９，７６０人の定数改善を示し、１７概算要求に初年度３，０６０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のための定数措置

「外国人児童生徒等教育」の充実のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，８６８人

（２０１８）

２０１８年度からの９年間で２２，７５５人の定数改善を示し、１８概算要求に初年度３，４１５人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，４６５人

（２０１９）

２０１９年度からの８年間で１８，９１０人の定数改善を示し、１９概算要求に初年度２，６１５人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，２４０人

（２０２０）

２０概算要求に１，９２０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，４３７人

（２０２１）

２１概算要求に事項要求として盛りこまれた少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、７４４人の措置がなされた。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，８１０人

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

<2005年11月>

小泉政権のもと、国と地方の税財政を見直す「三位一体改革」を実施する過程で、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられた。

<2009年11月>

政府刷新会議において、義務教育費国庫負担金についての事業仕分けが行われたものの、仕分け作業においては、義務教育費国庫負担金の縮減にむけた議論にはならず、国が責任をもって負担すべきという意見が飛び交い、その後、閣議決定された次年度の政府予算案においても、国庫負担率は本年度のままであるものの、制度は堅持されることとなった。

<2010年4月>

政府は、6月を目途に地域主権にかかわる大綱的な方針を検討するとした。この中で、国庫補助金・国庫負担金の一括交付金化が検討され、義務教育費国庫負担金の扱いも検討対象となる見込みであった。

<2010年6月>

政府は、地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で、義務教育費国庫負担金については一括交付金の対象外となったものの、教職員人事権の移譲、学級編制権限・教職員定数決定権の移譲、教職員給与負担の移譲について、「関係者の理解を得て、2011年度以降、結論が得られたものから順次実施する」とされており、依然として予断を許さない状況である。

<2011年12月>

次年度以降の義務教育費国庫負担金については、「今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果の検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことやその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」という確認事項が記された。

<2013年1月>

政府は、2013年度予算案について、国家公務員給与削減措置に関する給与臨時特例法をふまえ、義務教育費国庫負担金631億円の減額措置を盛り込んで閣議決定した。

<2013年12月>

政府は、給与臨時特例法の終了にともない、義務教育費国庫負担金443億円の増額とする2014年度予算案を閣議決定した。

<2014年3月>

参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員が、下村文部科学大臣に義務教育費国庫負担金のあり方について問いただし、「義務教育については国が責任を負うべきものであり、本来、国が100%みるべきものである」との見解を確認した。

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。

＜２０１５年４月＞

２０１５年度政府予算 義務教育費国庫負担金 ３８億円減

＜２０１６年３月＞

２０１６年度政府予算 義務教育費国庫負担金 １３億円減

＜２０１７年３月＞

２０１７年度政府予算 義務教育費国庫負担金 ２２億円減

＜２０１８年３月＞

２０１８年度政府予算 義務教育費国庫負担金 ２０億円減

＜２０１９年３月＞

２０１９年度政府予算 義務教育費国庫負担金 ２７億円減

＜２０２０年３月＞

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をめざし、教職員定数の改善などを推進するために２１億円の増額措置となった。

＜２０２１年３月＞

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。

２０２１年度政府予算 義務教育費国庫負担金 ５７億円減

【国庫負担率３分の１による弊害】

国庫負担率が３分の１であることにより、残りの３分の２は各自治体が負担するため、自治体の財政難などによって払いきれない場合がある。その場合、教員の給料を下げたり、非常勤講師化したりするなどしてはならない。また、義務教育費国庫負担金を全額使い切れない場合は国へ返上することになる。

文科省の調査では、２０１９年度、１３の県・市で約３６．５億円の義務教育費国庫負担金が返上された。

【今後の取り組み】

義務教育費国庫負担金について増額がなされることを、国へ意見反映をしていくよう、関係機関に働きかける。今後も、国の動向を注視するとともに、教育の機会均等、水準確保のため、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率２分の１への復元にむけて、斎藤嘉隆参議院議員をはじめ日政連議員と連携をはかりながら、全国連帯のもと、国に求めていく。

※なお、今後、情勢の変化に伴い、追加資料を作成し、配付する方針である。

2021年度愛教組定数重点要求

一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、愛教組は、次の事項を重点として、教職員定数増や学級規模縮小を求めるとりくみをすすめます。

- 1 小中学校の全学年における少人数学級実現にむけて、現在行われている県独自措置による35人学級の継続とともに、拡充をすすめること。

また、県独自措置による少人数学級の実施については、予算を削減することなく、次の項目につとめること。

- ・ 加配定数を転用したり、他の教員を削減したりすることなく、正規教員により配置すること。
- ・ 子どもの自然増による学級増の場合と同様な扱いで、正規教員により配置すること。

- 2 学級規模縮小を含めた国による定数改善計画の早期策定・実施にむけて、関係機関に働きかけること。

- 3 子どもたちにきめ細かな教育をすすめるため、県独自制度を維持するとともに、「愛知県小中学校教職員定数配当方針」に、次の項目を盛り込んで改善すること。

- (1) 少人数指導授業対応教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (2) 小学校専科教員を正規教員で全校に配置すること。
- (3) 児童生徒支援対応教員の配置を拡大すること。
- (4) 発達障害児童生徒対応通級指導教員の配置を拡大すること。
- (5) 日本語教育適応学級担当教員の配置基準の改善を含め、配置を拡大すること。
- (6) 中学校生徒指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (7) 中学校進路指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (8) 特別支援学級の担当教員は、1学級最低2人配置すること。
- (9) 養護教員の複数配置を拡大すること。
- (10) 小中学校における特別支援教育コーディネーターの定数化をはかること。
- (11) 中学校におけるキャリア教育を担当する教員を正規教員で全校に配置すること。
- (12) 小規模校・へき地校・特別支援学校に教員を加配すること。
- (13) 栄養教員の配置を拡大すること。
- (14) 主幹教諭の配置を拡大すること。
- (15) 地域連携教育推進担当教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (16) 専任司書教諭を全校に配置すること。
- (17) 免許教科外担当教員を解消すること。
- (18) 学校事務職員を全校に配置するとともに複数配置を拡大すること。

令和3年度予算の編制等に関する建議（義務教育の部分のみ抜粋）

財政制度等審議会

3. 文教・科学技術

国家や社会の基礎は「人材」であり、その育成や活用の重要性は論をまたない。特に、急激な少子化や激しい国際競争の中、生産性や潜在成長力の向上に向け、教育改革や科学技術の更なる発展は喫緊の課題である。

文教・科学技術予算については、これまで教員数や公的支出額など、教育や研究のために使う「量」の多寡を目的として議論されることが多かった。しかし、「量」は教育政策や科学技術政策の目的を達成するための手段であり、本来は、教育や研究が目指す成果、すなわち「質」に焦点を当てて、予算のより効果的で効率的な使い方を議論すべきである。

同時に、本予算については、「子供のため」「将来の成長力強化のため」という名目により歳出拡大を求める声が強く、これまで厳しい財政事情下でも歳出の増加が図られてきたが、その効果について十分な検証がなされてきたとは言い難い。特に、義務教育を含め教育は誰しもが受けてきたサービスであるためエピソードベースの議論が力を持ちやすく、科学的な効果検証がなおざりにされてきた面が拭えない。後述する「学級規模」の議論を含め、将来を担う子供たちのために行う施策であればこそ、巨額の財政負担を負うことになる子供たちに対して説明可能でなければならず、特定の事例やエピソードのみを持ってその政策に効果があるような主張は厳に慎まなければならない。

文教・科学技術予算については、政策効果を把握するためのデータ整備、研究者が活用可能な形でデータ提供を進め、エビデンスに基づく政策立案を実施していく要請が他の分野にも増して強いことをあらためて認識することが重要である。

（1）義務教育

①教職員定数についての基本的考え方（総論）

教職員定数については、受益者である子供の数に応じて減少していくのが自然であるにもかかわらず、「自然減を増員で埋め合わせる」という発想に基づき、毎年大幅な定員増が要求されている。その最も大きな理由の一つが少人数指導や少人数学級の推進である。

特に本年は、「新型コロナウイルス感染症対応のため、児童生徒間の身体的距離を図る観点から少人数学級を実現すべき」との声が上がっている。しかし、身

体的距離の確保は、感染が拡大している現状では必要なことだとしても、将来にわたって必要であり続けるかどうかは、ワクチンの開発状況等も含め、注意深く見守る必要がある。他方、教職員は一度採用すればその後長期間継続雇用することが前提となる。「新型コロナへの一時的な対応」と「恒久的な政策対応」は分けて考えるべきである。

「恒久的な政策対応」の検討に当たっては、以下で述べるとおり、学級規模や教員の数のみを拙速に議論するのではなく、「端末1人1台」を前提とした教育のコンテンツやICT活用による校務の効率化等、「新しい教育や学校の在り方」を徹底的に議論すべきである。その上で、必要な教員と外部人材の人数・配置や質の確保、学校施設の在り方を総合的に、骨太2020にも書かれているとおり、まさに丁寧に検討することが不可欠である。

②教職員定数と学級規模について

上記の通り、教職員定数の増加を主張する最大の理由の一つは学級規模の縮小を求めるものである。教職員定数や学級規模の水準について考えるに当たっては、児童生徒数との関係を考える必要がある。平成以降、少子化に伴い児童生徒数は大きく減少したが教職員定数はそれほど減少しておらず、「児童生徒数当たりの教職員数」は実質的に増加している。日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、担任外教員が多いため、教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国と比べても既に遜色ない水準にある。

また、学級編制上、1学級40人以下（小1は35人以下）とされている学級規模は、実際には、少子化の進展の中でダウンサイジングが進行しており、36人以上の学級数は小学校では全体の1割以下となっている。さらに、こうした36人以上の学級は東京都をはじめ都市部に集中している。加配定数の活用状況を見ると、少人数学級の実現に充て36人以上の学級を減らしている県もある一方、学級規模が大きい都市部では地方公共団体の判断として学級規模の縮小ではなく、むしろ少人数指導などに活用しており、地域や学校により実情やそれに基づくニーズは様々である。

学級規模の縮小を求める理由には、それが学力等の向上につながるという主張がある。社会経済的背景（SES）が低い学校の生徒には有意な効果が確認されたという研究結果もある一方で、大規模データを使った新しい研究によれば、その多くは、学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している。

以上の点を踏まえれば、一律に学級規模を小さくするのではなく、地域の実情や効果を見極めた弾力的な教員配置を行っていくことが重要と考えられる。

③外部人材との役割分野と教員の質の確保

教員が多忙であることを理由に教員数を増やすべきとの主張も存在する。日本の教員の負担を分析すると、年間授業時間数は主要先進国中、低水準である一方、保護者等への対応や国・教育委員会からの各種の調査への対応、部活動の指導等に負担を感じている。他方、こうした事務を教員が一人で抱え込む必要はないとの考え方に立ち、近年、スクールサポートスタッフや部活動指導員、スクールカウンセラー等を増員してきている。こうした外部人材と役割分担しながら、「チーム学校」として対応していくことが重要である。

教員数を増加することについては、教員の質の低下を招くおそれがあることにも留意する必要がある。平成12年度（2000年度）以降、教員の採用倍率が大幅に低下しており、小学校では足もと（令和元年度（2019年度））で全国平均2.8倍となっている。新潟県では1.2倍、福岡県では1.3倍と1倍台の県も存在する中、教職員定数の増加は、採用の拡大を通じて更なる採用倍率の低下を招くこととなり、教員の質の担保に大きな不安が生じることとなる。

こうした中、教員の質を確保するためには、新卒採用のみならず中途採用の途を拡大していく必要がある。しかし、現状の中途採用実績は低調であり、特別免許状の授与件数も極めて少ない状況にある。現在の教員養成システムは新卒採用が前提であり教育大学や教育学部における免許の取得を中心としたものである。今後、意欲と能力のある民間企業等勤務経験者が教育現場に入り込んでいけるよう、教員免許の在り方を含め、教員養成システムをオープンなものに抜本的に転換していくことが必要である。

④教育のICT化

令和元年度（2019年度）補正予算と令和2年度（2020年度）第1次補正予算において、義務教育段階の全ての小中学生に1人1台の端末を整備するための費用が措置された（GIGAスクール構想）。

これを踏まえ、これまでの延長線上の授業の形ではなく、学習動画やデジタル教材等を活用した新しい授業の形を検討すべきである。例えば個々の理解度に合わせた出題を選択する「AI（人工知能）型ドリル教材」は、個別最適化された質の高い教育を実現し、同じ学習成果を得るに当たって必要となる時間を効率化する。こうした学習動画やデジタル教材等の作成・準備を民間事業者に外部委託することにより、教員の授業準備や採点業務等が大幅に軽減可能となる。

同時に、校務支援システムやRPAの導入等を進め、校務の効率化を図ることも重要である。教育現場でのICT化を進めることにより、教務・校務の抜本的な効率化を図ることが必要である。これにより生まれた時間的な余裕を活用して児童生徒に個別最適化された教育を提供していくため、教員の在り方も変わっ

ていくことが求められる。

⑤学校施設の効率的な整備

学校施設については、第2次ベビーブームに合わせて建設された施設の更新時期が今後15年間に到来する予定であり、長寿命化改修により経費を縮減し、平準化を図っていく必要がある。同時に、長寿命化を図るべき施設を見極めるべく、将来的な人口動態を踏まえた統廃合や他の施設との複合化等を推進していくべきである。なお、この取組は、児童生徒にとっても適正な学校規模を確保するという意味で効果的であることも忘れてはならない。

他方、各教育委員会が令和2年度（2020年度）末までに策定することとされている個別施設計画においては、学校規模の適正化に向けた統廃合等の反映や他の公共施設との複合化等の整備手法の工夫が十分に検討されているとはいえない。

今後の学校施設の整備の効率化の観点から、長寿命化に加え、学校規模の適正化に向けた統廃合や整備手法の工夫等を進めていくためには、教育委員会や首長部局等の様々な部局において個別に検討するだけでなく、各部局が一体となった検討体制を構築し、期限を区切って新たな「横断的な実行計画」を策定することによって、部局横断的なコストの最適化を行うことが必要である。

令和3年第3回長久手市議会定例会
請 願 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 び 紹 介 議 員	審 議 結 果
第2号 8月19日		件 名 私立高校生の父母負担を軽減し、 学費負担の公私格差を是正するた めに長久手市の授業料助成制度の復活 を求める請願 要 旨 「教育の機会均等」の理念にもとづ き、国・県の制度と併せて学費負担の 公私格差を是正するために、私立高校 生に対する長久手市の授業料助成制 度を復活すること。	請願者 長久手市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 以下1, 326名 紹介議員 川合保生	



私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために
長久手市の授業料助成制度の復活を求める請願書

令和3年 8 月 19 日

長久手市議会議長 伊藤祐司 殿

請願代表者

住 所 長久手市 [Redacted]

氏 名 [Redacted]

以下 1326 名



紹介議員

川 合 保 生

《請願の趣旨》

日頃より、私学教育の振興、とりわけ私立高校生に対する授業料助成につきまして、ひとかたならぬご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

ご承知のように、愛知県では高校生の3人に1人が私学に学び、私学は公立高校と同じく「公教育」の場として大きな役割を担っています。

昨年度から、国は「年収590万円未満世帯の授業料実質無償化」を実施し、愛知県では、国による就学支援金の増額分を全額活用して、私学に学ぶ約半数の世帯が該当する「年収720万円未満」世帯まで授業料と入学金が無償化されました。

しかし、公立高校生は年収910万円未満世帯まで無償化されていますが、昨年度拡充された国と県の補助額を差し引いても、私立高校生には大きな学費負担が残っています。初年度納付金における私立高校生の実質的な負担額は、授業料と入学金の県平均の「1/2」が補助される「乙」（年収720万円～840万円未満）の世帯で約35万円、国の就学支援金118,800円が補助される「その他」（年収910万円未満）の世帯では約54万円です。授業料と入学金が無償化された「甲」（年収720万円未満）の世帯も、「施設設備費等」は無償化の対象になっておらず、年間約4万円の实質的な負担が残っています。

夫婦合算で年収1,000万円前後までの世帯であれば、学費の心配をせずに自由に私学を選択できる状況ではなく、市の授業料助成制度は今も大切な役割を持っています。

私学助成については、国はもとより、高校以下の教育に直接責任を負う県の役割は重大ですが、「父母負担の公私格差」が未だ抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、「すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利」を保障するために、長久手市の授業料助成制度を復活していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

《請願事項》

「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する長久手市の授業料助成制度を復活すること。

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和3年8月31日(火)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 請願第1号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第4 請願第2号私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために長久手市の授業料助成制度の復活を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第5 認定第1号から認定第8号まで及び議案第44号から議案第51号まで並びに請願第1号及び請願第2号
(議案等に対する質疑、委員会付託)

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和3年9月15日(水) 午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

田崎 あきひさ 議員

山田 けんたろう 議員

さ せ 順 子 議員

木 村 さ ゆ り 議員

野 村 ひ ろ し 議員

青 山 直 道 議員

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年9月16日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

岡崎つよし 議員

山田かずひこ 議員

大島令子 議員

なかじま和代 議員

加藤和男 議員

石じまきよし 議員

令和３年第３回長久手市議会定例会議事日程（第５号）

令和３年９月１７日（金）午前９時３０分開議

第１ 一般質問

（個人質問）

伊 藤 真 規 子 議員

富 田 え い じ 議員

さ と う ゆ み 議員

わたなべさつ子 議員

川 合 保 生 議員

令和３年第３回長久手市議会定例会議事日程（第６号）

令和３年９月３０日（木）午前１０時開議

第１ 認定第１号から認定第８号まで及び議案第４４号から議案第５１号まで並びに請願第１号及び請願第２号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第２ 議員派遣の件

令和3年8月30日

長久手市議会広報広聴協議会広報部会長 さとうゆみ

議員派遣結果報告書

令和3年第2回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

1 件名

第34回愛知県町村議会広報研修会

2 目的

議会だよりに関する事項の研究

3 派遣場所

アイリス愛知

4 期間

令和3年8月3日（火）

5 派遣議員

さとうゆみ、田崎あきひさ、青山直道、木村さゆり、なかじま和代
野村ひろし、山田けんたろう、わたなべさつ子

6 概要

演題 今後の広報のあり方、議会広報クリニック

講師 議会広報サポーター 芳野政明氏

7 感想

議会広報サポーターの芳野政明氏を講師に「住民に読まれ議会活動が伝わる議会広報の基本と編集」について、3時間の研修を受けた。

前半では、レイアウトや見出しのつけ方、読者をひきつけるコツ、写真の活用、紙面に市民を登場させることなどのテクニックを学んだ。後半は、今回の研修会に参加する市町村議会が実際に発行した議会広報を講師がチェックし、どこが良くて、どこが悪いかを評価する広報クリニックが行われた。長久手市議会の令和3年5月1日号への指摘は以下のようであった。

- 大見出し、小見出しのつけ方が読者を誘引していないので、習熟が必要。例えば、新年度予算のページで「203億4000万円を可決」と金額を大見出しにするのではなく、新年度予算の特徴か最大の目玉事業を見出しとしアピールすると良い。また、「収納課」と課の名前だけを小見出しにするのではなく、「収納課—スマホ決済アプリ増は」などと内容を付け加えると良い。
- 議案名だけの見出しは分かりにくいので、「令和2年度一般会計補正予算(第11号)」は「令和2年度一般会計補正予算 新型コロナ予防接種に関する対応」、「介護保険条例の一部改正」は「介護保険の負担軽減対象は」などにすると良い。
- 適度に写真が配置されているが、原則としてキャプションが必要。

○一般質問の Q&A 見出しの長すぎるものがあり、15 字程度以下に収まる字数制限をめざすと良い。

○編集方針を作成すると良い。

長久手市議会以外の議会広報に対する講師の指摘も聞いたことで、良い部分、悪い部分を客観視することができ、改善すべき点が明確になったので、今後の編集作業に活かしていきたい。

令和3年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和3年11月25日～12月17日 23日間)

日 次	月 日	曜 日	開 催 時 間	摘 要
第1日	11月25日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	11月26日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会後 予算決算委員会
第3日	11月27日	土		休 会
第4日	11月28日	日		休 会
第5日	11月29日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	11月30日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	12月1日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	12月2日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	12月3日	金		予 備 日
第10日	12月4日	土		休 会
第11日	12月5日	日		休 会
第12日	12月6日	月		予 備 日
第13日	12月7日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	12月8日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	12月9日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	12月10日	金		予 備 日
第17日	12月11日	土		休 会
第18日	12月12日	日		休 会
第19日	12月13日	月	午前9時30分	予算決算委員会
第20日	12月14日	火		予 備 日
第21日	12月15日	水	午前10時	議会運営委員会
第22日	12月16日	木		休 会
第23日	12月17日	金	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

11月10日(水) 午前10時 議会運営委員会

11月15日(月) 午前8時30分から 11月16日(火) 正午まで
一般質問通告受付

11月16日(火) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月22日(月) 午前10時 議会運営委員会

発委第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和３年９月３０日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長

説 明

この案を提出するのは、会議及び委員会の欠席事由等の明文化及び表決方法並びに携帯品に関し、規定の一部を改正するため必要があるからである。

改正後	改正前
(欠席等_____の届出)	(欠席又は遅刻の届出)
第2条 議員は、公務、疾病、 <u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助</u> その他の <u>やむを得ない事由</u> のため出席できないとき又は遅刻若しくは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	第2条 議員は、公務、疾病_____ _____その 他の事故_____のため出席できないとき又は遅刻_____ __するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）</u> 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> _____ _____ _____ _____, あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
(欠席等_____の届出)	(欠席又は遅刻の届出)
第63条の2 委員は、公務、疾病、 <u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助</u> その他の <u>やむを得ない事由</u> のため出席できないとき又は遅刻若し	第63条の2 委員は、公務、疾病そ の他の事故_____ _____のた め出席できないとき又は遅刻_____

くは<u>早退</u>するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u> （<u>起立等</u>による表決） 第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を<u>起立、挙手等させ、起立者、挙手者等</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 （略） （携帯品） 第99条 <u>議場又は委員会の会議室</u>に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ_____の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	_____するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>_____ _____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 （<u>起立</u>による表決） 第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を<u>起立させ、起立者</u>_____の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 （略） （携帯品） 第99条 <u>議場</u>_____に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ、<u>写真機及び録音機</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。